

# 第1章 都市類型化について

地域における公共交通の事例を見ていくにあたって当然考えなければならないのは観察していく地域によって求められる公共交通の様相が異なるということである。例えば過疎地域と大都市周辺部の住宅地を比較した場合、同じ公共交通に関する問題を抱えていたとしても何が問題として表れているのか、またそれに対してどのような対策をすればいいのか、という点は異なってくる可能性があるのである。

しかし全国に多くある都市を全て個別に観察していくことは現実的には不可能である。そこである程度の類型化をした上でその中の1つの都市(あるいはその周辺の市町村も含む)を選んで観察を進めていくこととした。

類型化の方法についてであるが都市の規模や人口数などに着目し行政が行う区分に従って類型化を行うこととした。

今回は「政令指定都市」、「中核・特例市」、「それ以外の市町村」、「過疎地域」、「大都市周辺の中小都市」と類型化した。「政令指定都市<sup>1</sup>」と「中核・特例市<sup>2</sup>」は地方自治法<sup>3</sup>によって指定される都市で政令指定都市は人口50万人以上、中核市は30万人以上、特例市は20万人以上が指定の条件となる。政令指定都市は規模を考えれば日本でも有数の大都市でありまた中核市や特例市はその周辺部における中心都市といえよう。

「それ以外の市町村」はこうした行政上の区分にあてはまらない市町村を指している。全国に約1800の都市がある中で政令指定都市、中核市、特例市あわせても約100都市程度にしかならないのでこのような区分に当てはまらない都市の方が多いのである。そうした地域をカバーするために中間層としてこの区分を設けた。

「過疎地域」は過疎地域自立促進特別措置法によって指定されている市

---

<sup>1</sup> 現在札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市の20都市が指定

<sup>2</sup> 中核市は全国41都市、特例市は40都市が指定されている

<sup>3</sup> 政令指定都市は第252条の19、中核市は第252条の22、特例市は第252条の26の3に基づいて指定される

町村が当てはまる。現在日本には 775 の過疎地域に指定された市町村が存在しこうした地域における公共交通の問題が最もクローズアップされることが多いであろう。

ここまで挙げてきた都市は比較的都市の自立性が高く、周辺地域から人を集めることはあっても都市自身から他の都市へ流れる人の流動が少ないと考えられた為、他都市への依存度が高い「大都市周辺部の中小都市」という類型を作りこれをカバーすることとした。

以上 5 つの類型の中で都市を選び、その地域における公共交通の様相、その分析、そこから見えてくる課題を次章から述べていくこととなる。